

高山市学校給食センター
運営・維持管理等業務委託
募集要項

令和7年9月

高山市

目 次

第 1 募集要項の定義.....	1
第 2 業務概要.....	2
1 業務名称.....	2
2 本業務の対象となる公共施設の名称.....	2
3 公共施設の管理者の名称.....	2
4 学校給食施設の統廃合.....	2
5 本業務の目的.....	2
6 本業務の基本方針.....	3
7 本業務の内容.....	5
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項.....	12
1 事業者の募集及び選定方式.....	12
2 事業者の募集及び選定スケジュール.....	12
3 応募者の参加に関する条件.....	12
4 応募に関する手続き.....	15
5 応募に関する留意事項.....	18
6 優先交渉権者の決定方法.....	20
第 4 契約に関する事項.....	22
1 契約手続き等.....	22
2 事業者の事業契約上の地位.....	22
3 議会の議決.....	22
第 5 事業実施に関する事項.....	23
1 誠実な業務遂行義務.....	23
2 市と事業者との責任分担.....	23
3 保険の付保.....	23
4 提案書類または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	23
5 業務の継続が困難となった場合の措置.....	23
第 6 募集要項等に関する問合せ先.....	23
別紙 リスク分担表.....	24

第1 募集要項の定義

高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）は、高山市（以下「市」という。）が発注する高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により募集及び選定を行うにあたり、本プロポーザルへの参加を希望する民間事業者（以下「応募者」といい、参加資格審査を通過した応募者を「参加者」という。）を対象に交付するものである。

募集要項と併せて交付する下記の書類（以下「募集要項等」という。）は、募集要項と一体のものとする。

- ・別冊1 要求水準書
- ・別冊2 設計・施工支援業務委託仕様書
- ・別冊3 開業準備業務委託仕様書
- ・別冊4 事業者選定基準書
- ・別冊5 様式集
- ・別冊6 基本協定書（案）

応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、本プロポーザルへの参加に必要な書類（以下「応募書類」という。）を提出するものとし、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 業務概要

1 業務名称

高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託

2 本業務の対象となる公共施設の名称

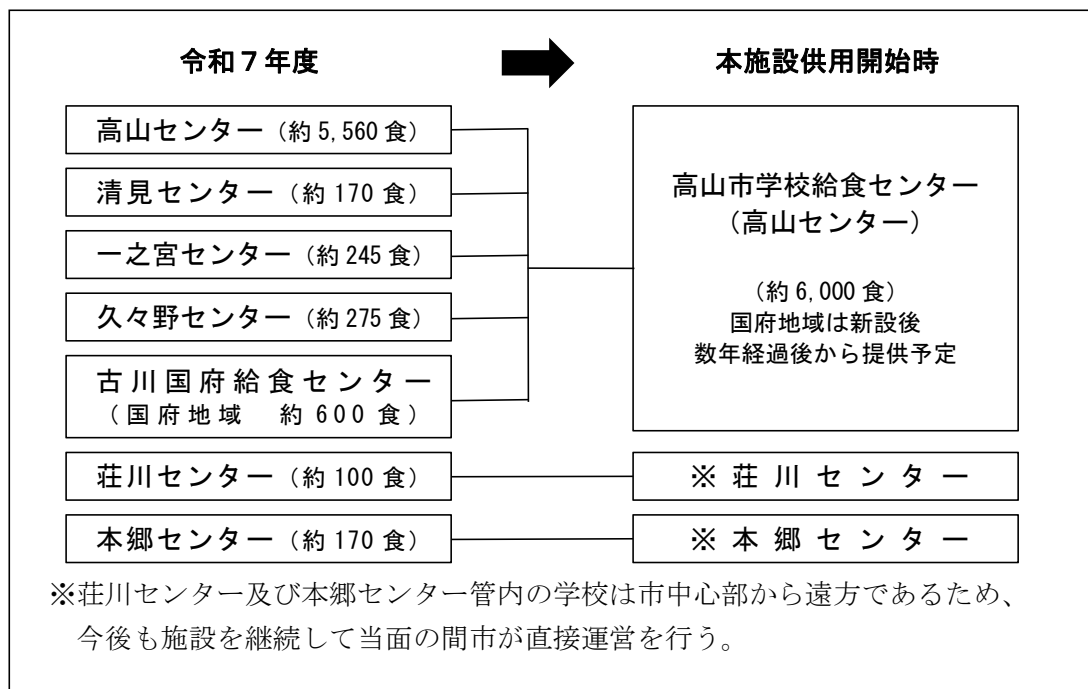
高山市学校給食センター

3 公共施設の管理者の名称

高山市長 田中 明

4 学校給食施設の統廃合

現在高山市が直接運営する6つの学校給食施設のうち、老朽化する4つの施設（高山センター、清見センター、一之宮センター、久々野センター）を統合し、新たに高山市学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備する。また、隣接する飛騨市と共同運営する一部事務組合（古川国府給食センター）から配食している国府地域の小中学校についても、供用開始後の配食数の減少状況を踏まえ、本施設から提供することについて検討を行う。



5 本業務の目的

本施設の運営・維持管理業務について、安心・安全で効率的な調理が実施できるように、人員配置やサポート・研修体制など専門の事業者のノウハウを活かした提案を受け、開業以降の業務を円滑に進めるため、本業務の委託業者をプロポーザル方式により選定する。

本プロポーザルでは、設計・施工に先んじて本施設において調理・洗浄等の運営に

関する業務（以下「運営業務」という。）を行う事業者及び調理機器を決める「運営者先行選定方式」を採用する。

業務は①設計・施工支援業務、②開業準備業務、③運営・維持管理業務の３段階で契約を行う。①設計・施工支援業務では、市が今後行う設計及び施工事業者選定に対し、実際に調理業務等を行う事業者の意見を反映させて、効率的な施設整備を行う。②開業準備業務では③運営・維持管理業務がスムーズに開始できるよう、設備の試運転などの準備を行う。③運営・維持管理業務の期間は１０年間とし、調理・配送業務及び施設設備の維持管理業務を行い、市と連携して学校給食の運営を長期的に行う。

なお、設備等の維持管理に関する業務（以下「維持管理業務」という。）に係る事業者については、維持管理業務開始時に選定するものとし、本プロポーザルにおいては募集の対象としない。

6 本業務の基本方針

本施設の基本方針は以下であり、本業務は以下に基づいて行うものとする。

市では、高山市学校給食基本方針において学校給食の目指す姿を、“生きる力をはぐくむ安全・安心で魅力ある学校給食”と定め、「次世代を担うこどもたちが、学校給食を通じて、望ましい食習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体を養い、生きる力をはぐくむことができるよう、安全・安心で魅力ある学校給食を提供し、食育の推進を図る」としている。

本施設の整備にあたっては、この方針を踏まえ、こどもや保護者のニーズに応えた安全・安心な学校給食の継続的な提供を行うとともに、本施設を“高山市の食育の拠点”と位置づけ、こども（児童・生徒）のみならず、家庭や市民の食育についても貢献できる施設を目指す。

(1) 安全かつ安心な学校給食が提供できる施設

- ①「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）や「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等関係法令を遵守し、HACCPに基づく衛生管理を実践できる施設
 - ・衛生管理及び危機管理が徹底できる明確なエリア分け
 - ・作業効率に配慮した安全で快適な施設計画
- ②安全性の確保されたアレルギー対応食を提供できる施設
 - ・高山市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの遵守
 - ・アレルギー対応食専用調理室の設置（アレルギーに対応した環境整備、設備の充実）

(2) 魅力ある学校給食が提供できる施設

- ①栄養バランスのとれたおいしい学校給食が提供できる施設
 - ・伝統食や行事食を取り入れた学校給食の提供
- ②安全な地場産食材を使用し、地産地消を推進する施設
 - ・公設地方卸売市場等と連携した地場産食材の購入

(3) 食育の推進活動に貢献できる施設

- ①食育に関する啓発ができる施設
 - ・調理工程を学ぶ見学スペースの設置
 - ・食に関する講座などを行うための研修室（会議室）の設置
 - ・給食の試食や市民の交流ができるランチルームの設置
 - ・親子料理教室、若者向け食育実習などができる調理実習室の設置
 - ・調理過程で生じる残渣や残食などの資源化ができる設備の設置
- ②ICTを活用した情報発信ができる施設
 - ・調理の様子を学校で視聴することができるオンライン環境の整備
 - ・SNSやホームページを利用した学校給食情報の発信

③食育に関する啓発イベントなど

- ・ まるごと飛騨の日献立の実施
- ・ 児童生徒や保護者、市民対象の給食試食会実施
- ・ 小中学校の学校給食センター見学の受け入れ
- ・ 夏休み親子料理教室の実施
- ・ 夏休み給食つくり体験の実施
- ・ 中学生職場体験、高校生・大学生インターンシップの受け入れ

(4)省エネルギー・環境に配慮した施設

①循環型社会の実現や省エネルギー化に取り組む施設

- ・ 省エネルギー機器や高耐久建材の積極的な利用
- ・ 自然エネルギーの活用
- ・ 生ごみの減量化や資源の循環利用

②周辺環境に配慮した施設

- ・ 周辺住民、企業への臭気・騒音及び水質保全対策など生活環境の保全

(5)防災機能を備えた施設

①災害に備えた施設にするとともに、有事における食料供給施設となる施設

- ・ 非常用発電機の設置
- ・ 停電の時に炊き出し対応ができる回転釜の設置
- ・ 約6,000食の非常食を備蓄できる防災備蓄倉庫の設置

(6)利用者に配慮された施設

①建築物のバリアフリー整備の基準を定める「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」等関係法令に基づき、ユニバーサルデザインを取り入れた施設

- ・ ユニバーサルトイレの設置
- ・ エレベーターの設置

7 本業務の内容

(1) 建設用地の概要

本施設の建設用地に関する条件は、以下の通りである。

【本施設建設用地の概要】

所在地	高山市問屋町（公設地方卸売市場跡地）
敷地面積	約7,000㎡
区域指定・用途地域	都市計画区域(区域区分非設定)、用途地域：準工業地域
容積率 / 建ぺい率	容積率：200% / 建ぺい率：60%
その他指定	防火地域：指定なし、大規模集客施設制限地区
インフラ条件	上水道：あり 下水道：あり 電気：あり ガス：LPガス ※本施設の熱源は、電気、ガス、蒸気のベストミックスとする。

(2) 本施設の計画概要

【本施設の計画概要】

調理能力 (提供食数)	1日あたり最大6,000食
運営方式	ドライシステム
アレルギー対応食	除去食及び代替食の両方に対応 (対象:牛乳、乳成分、鶏卵、ごま、アーモンド、えび、かに、いか、たこ、魚卵、魚、小麦(一部のみ))
献立方式	2献立/日 (1週間の主食回数:米飯3回~4回、麺類1回、パン1回)
稼働日数及び給食提供回数	・稼働日数:約200~203日/年 ・各学校各学年への給食提供回数は年間189日を上限とする。
配送対象の学校	25校 ※開業後数年後に27校に増加予定
施設規模等 (参考)	鉄骨造・地上2階建 ・建築面積3,100㎡程度 (1階:3,100㎡、2階:750㎡) ・延床面積3,850㎡程度

その他の計画概要については、**要求水準書**を参照すること。

(3) 本業務の対象範囲

事業者は、以下の業務を行うものとする。なお、具体的な業務の内容は、各別冊に示す。

① 設計・施工支援業務（別冊 2 設計施工支援業務委託仕様書）

- ・設計者選定資料作成支援業務
- ・調理設備実施設計支援業務
- ・設計・施工時の合同会議への参加
- ・配送・回収計画の策定及び配送車調達支援

② 開業準備業務（別冊 3 開業準備業務委託仕様書）

- ・運営・維持管理業務マニュアルの作成
- ・運営業務に係るすべての施設・設備の試運転
- ・運営業務に係る教育・研修
- ・調理・配送リハーサル
- ・パンフレットの作成
- ・ホームページの作成
- ・開所式の支援
- ・備品管理台帳の作成

③ 運営・維持管理業務（別冊 1 要求水準書）

運営業務

- ・調理業務
- ・食材の検収補助・保管業務
- ・衛生管理業務
- ・洗浄消毒・残渣処理業務
- ・給食配送・回収業務
- ・献立作成支援業務
- ・配送車両維持管理業務
- ・食育支援業務
- ・広報支援業務

維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・調理設備保守管理業務
- ・調理備品保守管理業務
- ・食器・食缶保守管理業務
- ・施設備品保守管理等業務
- ・外構保守管理業務
- ・清掃業務

(4) 業務契約形態

【用語の定義】

用語	定義
運営企業	事業者のうち、①設計・施工支援業務、②開業準備業務、③運営・維持管理業務の全ての業務を実施する者をいう。
調理設備企業	事業者のうち、①設計・施工支援業務及び③運営・維持管理業務の調理設備に関する業務を実施する者をいう。
配送企業	事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』のみを実施する者をいう。
維持管理企業	事業者のうち、③運営・維持管理業務における維持管理業務の一部を実施する者をいう。

運営企業、調理設備企業、配送企業、維持管理企業が本業務を実施することを基本とする。

市は本プロポーザルにおいて、運営企業、調理設備企業および配送企業で構成される運営等グループ（以下「グループ」という。）を選定する。維持管理企業については、グループの構成員にはならず、運営・維持管理業務の契約締結前までに、選定された運営企業が維持管理企業の候補を選定し、市と協議のうえで決定する。

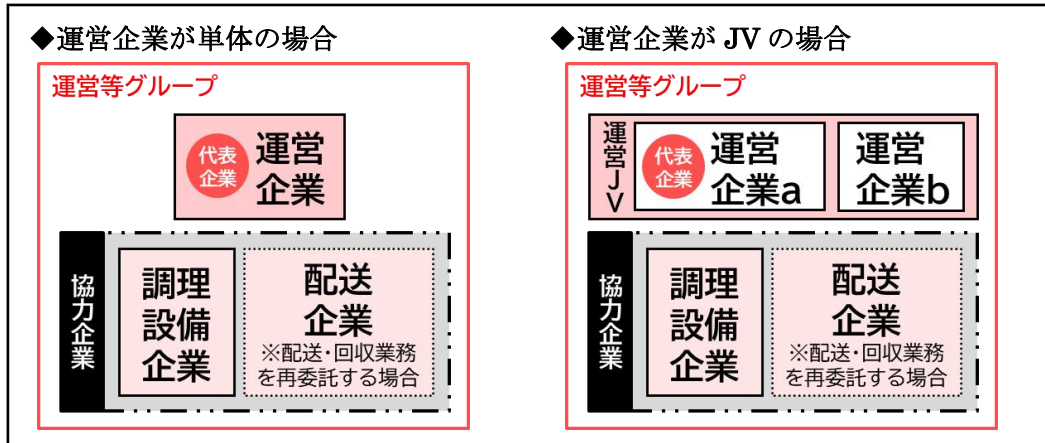
市は本業務に係る基本協定を、選定されたグループと締結する。また、①設計・施工支援業務、②開業準備業務、③運営・維持管理業務の各委託契約は、グループの運営企業と締結する。運営企業は JV（以下「運営 JV」という。）による参加も可とし、その場合は運営 JV と契約を締結する。①～③の各委託契約は、各業務の開始時に契約を締結するものとする。

調理設備企業、配送企業は、いずれも協力企業としてグループに参加し、運営企業または運営 JV から再委託を受ける。市と直接契約を締結するのは、運営企業または運営 JV のみとし、協力企業（調理設備企業・配送企業）及び維持管理企業との直接契約は行わない。なお、給食配送・回収業務については、運営企業が自ら担うことも可能とし、その場合は配送企業の参画を要しない。

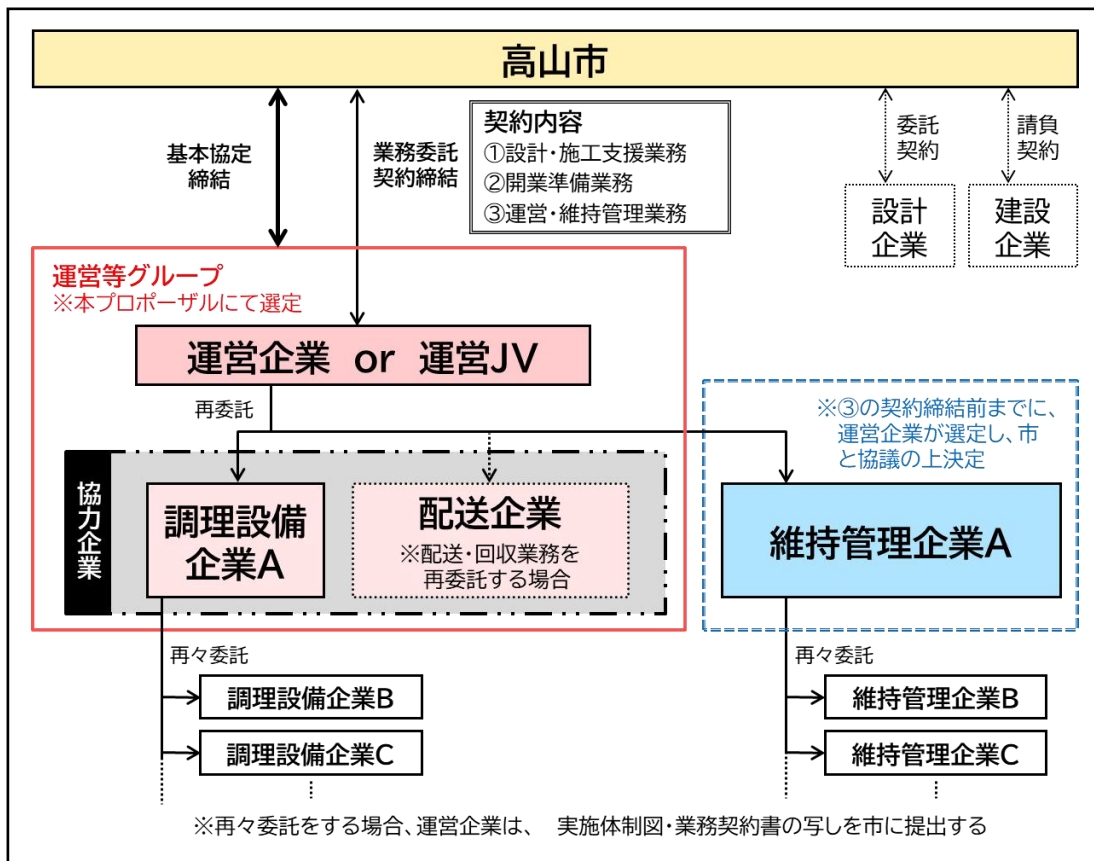
再々委託する場合、運営企業はあらかじめ再々委託の対象となる業務の事業名、業務内容、工期、責任者等を記載した実施体制図及び業務委託契約書の写しを市に提出し、運営・維持管理業務委託契約の前までに承認を受けるものとする。

なお、施設の設計・建設工事は、事業者決定後に市が別途発注する。また、警備業務、電気保安業務は③運営・維持管理業務開始時に市が別途発注する。

【応募者の構成】



【市と事業者との契約形態】



〈役割分担の例〉

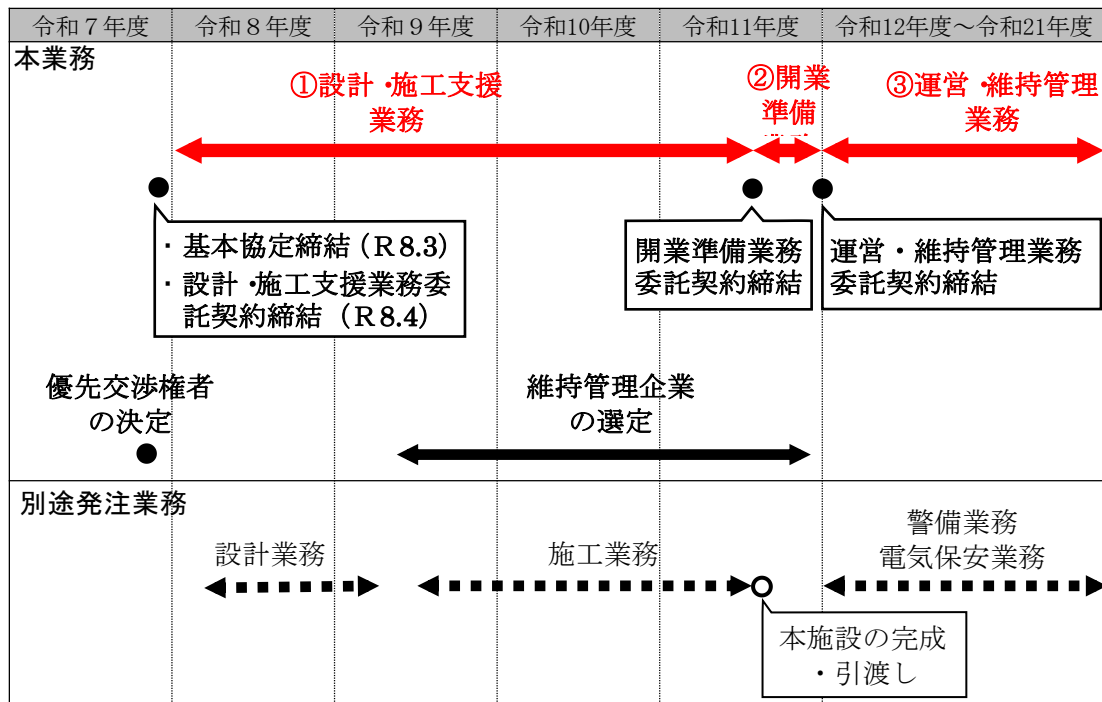
業務対象範囲	運営企業	調理設備企業	配送企業	維持管理企業
①設計・施工支援業務	○	○ 設計・施工支援業務の一部		
②開業準備業務	○	○ 調理設備に係る調整	○	
③運営業務	○		○	
③維持管理業務	○ 日常清掃・日常点検	○ 調理設備に係る保守管理		○

(5) 業務期間

本業務の業務期間は、事業者との基本協定締結日の翌日から令和22年3月31日までとし、実施スケジュールの詳細は、下表のとおりとする。なお、本施設の供用開始は、令和12年4月1日を予定しているが、工事の進捗により変更が必要な場合は、市と事業者が協議して決定する。

【本業務のスケジュール（予定）】

優先交渉権者の決定・公表	令和8年2月中旬
基本協定締結	令和8年3月上旬
設計・施工支援業務期間	令和8年4月1日～令和11年9月30日
本施設の完成・引渡し	令和11年9月30日
開業準備業務期間	令和11年10月1日～令和12年3月31日
本施設の供用開始	令和12年4月1日
運営・維持管理業務期間	令和12年4月1日～令和22年3月31日（10年間）



(6) 事業者の収入

市は、業務委託契約書に基づき、事業者に委託費を支払う。

具体的な支払方法及び支払時期等については、**要求水準書**に示す。

(7) 業務期間終了時の措置

事業者は、本施設の運営・維持管理等業務を適切に実施し、業務期間の終了時においても、**要求水準書**に示す良好な状態で市への引き継ぎを行う。

業務期間終了後の運営・維持管理等業務の実施形態に関しては、市が業務期間内に決定する。

(8) 遵守すべき法令等

事業者は、本業務の実施にあたり、関係する法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。)及び適用要綱・各種基準等の最新版を遵守するとともに、市の上位計画や関連計画等を参照する。

関係法令に基づく許認可等が必要な場合、事業者は遅滞なく取得し、本業務を円滑に実施する。本業務に関する主な関係法令等は、**要求水準書**に示す。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方式

本業務では、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な業務実施が求められることから、事業者の募集及び選定は、提案価格及び提案内容を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールのとおり予定している。

令和 7年	9月29日(月)	募集要項等の公表
	10月6日(月) ～10月10日(金)	配送校見学・建設用地説明会申込期間
	10月22日(水)	建設用地見学会の開催
	10月20日(月) ～10月24日(金)	配送校見学可能期間
	10月6日(月) ～10月29日(水)	募集要項等に関する質問書の受付期間
	11月18日(火)	募集要項等に関する質問書に対する回答公表
	12月5日(金)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切
	12月12日(金)	参加資格審査結果の通知
令和 8年	1月16日(金)	提案書類の受付締切
	1月23日(金)	提案内容審査 第1次審査結果の通知
	2月12日(木)	提案内容審査 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施
	2月中旬	優先交渉権者の決定及び公表

3 応募者の参加に関する条件

(1) 応募者の構成

ア 応募者の構成と定義

応募者は、グループ(p.5)を構成することを基本とする。

応募者のうち、運営企業は市と直接契約を締結するものとし、運営企業以外の法人は協力企業として参加する。

【用語の定義】

用語	定義
協力企業	グループを構成する法人で、市と直接契約を締結しない法人(調理設備企業及び配送企業)をいう。
代表企業	グループを構成する法人の中で、応募手続きなどの市との対応を担う企業をいう。運営企業(運営JVの場合は、JVを構成する企業のうち、出資比率の最も高い企業)をいう。

イ 企業の役割の明示

応募者は、参加資格審査書類の提出時に、企業の役割（運営企業、調理設備企業、配送企業の別）を明示するものとする。

また、運営企業が単体の場合は、運営企業が代表企業となり、運営 JV の場合は、運営 JV を構成する企業（以下「構成員」という。）のうち、出資比率の最も高い企業が代表企業となる。応募者は、参加資格審査書類の提出時に、代表企業についても明示すること。

ウ 複数応募について

運営企業及び運営企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の運営企業又は協力企業になることはできないものとする。

「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

なお、協力企業が他の参加者の協力企業になることは可能とする。

エ 応募者の変更

参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、参加資格審査申請書類において明示が義務付けられている者のうち、運営企業もしくは運営 JV の変更は認めない。

協力企業の変更及び追加は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。当該変更または追加の可否については、市と代表企業が協議のうえ決定することとする。

なお、優先交渉権者決定後においても、同様の取扱いとする。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 応募者に係る共通の参加資格要件

応募者は、本業務を長期間にわたり円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ② 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立ての事実がないこと
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合に

あつては、所定の手続きに基づき再審査に係る認定を受けている者

- ⑤ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、国、岐阜県、高山市で指名停止措置を受けている者でないこと
- ⑥ 「高山市暴力団排除条例」第3条の基本理念にのっとり、法人又はその代表者若しくは役員が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有していないことのほか、本業務の受託者としてふさわしくない者でないこと
- ⑦ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納していない者
- ⑧ 本業務に係るアドバイザー業務を受託している下記の法人又は同法人と資本面又は人事面において関係がある者でないこと
 - ・ 大日コンサルタント株式会社（岐阜市藪田南 3-1-21）
 - ・ 弁護士法人小出水野法律事務所（岐阜市今沢町 12）
- ⑨ 市が設置した「高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託プロポーザル審査会」（以下「プロポーザル審査会」という。）の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと

イ 運営企業の参加資格要件

運営企業（運営 JV の場合は、運営 JV の構成員すべて）は、次の①～④のすべての要件を満たす。ただし④については、運営 JV の場合、運営 JV の構成員のうち 1 社以上が満たせばよい。また、運営 JV を組成する場合には⑤の要件を満たすものとする。

- ① 市の入札参加資格者名簿（役務－事業運営）に登録されている
- ② 平成 27 年度以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていない
- ③ 平成 27 年度以降に学校給食施設^{※1}又は特定給食施設^{※2}において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていない

※1 学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう

※2 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう

- ④ ドライシステムが導入された学校給食センターにおいて、運営業務（調理・洗浄業務）を元請として 3 年以上受託した実績を有する
- ⑤ 運営 JV の組成にあたり、次の条件を全て満たす。
 - a 構成員は 2 者までとし、各々の人的・物的能力に応じて各々の業務内容を基にしてあらかじめ定めた出資の割合に応じて資金・人員・機械等を拠出して運営業務を共同連帯して履行する体制を構築している
 - b 運営 JV の代表企業が定められ、代表企業の出資比率が構成員のうち最大となっている

ウ 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は以下の要件に該当する者とし、必ず参加するものとする。

- 市の入札参加資格者名簿（物品等－厨房機器）に登録されており、ドライシステムが導入されている学校給食施設又は健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）に定める特定給食施設への調理設備の調達・設置業務を元請として履行した実績を有している

エ その他

応募者に配送企業が含まれる場合、配送企業は市の入札参加資格者名簿（役務－運輸・配送）に登録されていることを参加資格要件とする。

また、地域経済活性化の観点から、本業務の実施に当たっては、市内に本社又は支店等を有する企業の活用に努めること。

（３） 参加資格の確認基準日

応募者の資格要件に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切日とする。

参加資格の確認基準日から契約締結の日までの期間に、運営企業が参加資格要件を欠くこととなった場合は失格とする。

ただし、協力企業が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該協力企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

（４） 維持管理企業の要件

運営企業は、運営・維持管理業務の契約締結前までに、維持管理企業を選定し、市と協議のうえ決定する。維持管理企業は、以下の要件に該当する者とし、地域経済活性化の観点から、市内に本社または支店を有する企業の活用に努めること。

- 第 3 3（２）ア「応募者に係る共通の参加資格要件」の①～⑨の要件を満たし、かつ市の入札参加資格者名簿に登録されている。

4 応募に関する手続き

（１） 募集要項等の公表

募集要項等は、市ホームページにおいて公表する。

(2) 建設用地見学会の開催

建設用地の見学会を次のとおり開催する。

日時	令和7年10月22日(水)
申込方法	・令和7年10月10日(金)午後4時までに、様式1「建設用地見学会参加申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は「建設用地見学会参加申込（企業名を記載）」として送信すること。 ※見学会参加者数は、1グループあたり10名までとする。
申込先	高山市学校給食センター E-mail : kyuushokucenter@city.takayama.lg.jp
留意事項	・当日の集合時間、見学方法や注意点などについては、建設用地見学会の申し込み者宛に別途通知する。 ・当日は、募集要項等の配布は行わない。 ・当日は、原則として質問は受け付けない。(質問は、募集要項等に関する質問書の受付期間中に電子メールで受け付ける。)

(3) 配送校見学

配送校の見学を希望する場合は、下記の要領で実施する。

日時	令和7年10月20日(月)～10月24日(金)の内、希望する日時 (学校の都合により、見学不可の日時あり)
申込方法	・令和7年10月10日(金)午後4時までに、様式2「配送校見学申込書」に必要事項および見学希望日時を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は「配送校見学申込（企業名を記載）」として送信すること。 ※配送校見学者数は、1グループあたり5名までとする。
申込先	高山市学校給食センター E-mail : kyuushokucenter@city.takayama.lg.jp
留意事項	・配送校見学は、市は同行せずに申し込み者のみで見学することを予定している。見学方法や注意点などについては、配送校見学会の申し込み者宛に別途通知する。 ・当日は、募集要項等の配布は行わない。 ・当日は、原則として質問は受け付けない。(質問は、募集要項等に関する質問書の受付期間中に電子メールで受け付ける。)

(4) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等に関する質問書は、次のとおり受け付ける。

受付期間	令和7年10月6日(月)～10月29日(水)午後4時まで
提出方法	・様式3「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は「質問書（応募者名を記載）」として送信すること。
提出先	高山市学校給食センター E-mail : kyuushokucenter@city.takayama.lg.jp

(5) 募集要項等に関する質問書に対する回答

募集要項等に関する質問書に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウなどに関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、令和7年11月18日(火)に市ホームページに公表することを予定している。なお、提出された質問内容に関して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(6) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

応募者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

受付期間	令和7年12月5日(金)午後4時まで
提出場所	高山市学校給食センター（岐阜県高山市三福寺町495）
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-12に従って作成すること
提出方法	・応募者の代表企業が、持参により提出すること ・提出日の前日までに高山市学校給食センターに提出日時を連絡し、午前9時～午後4時に提出すること

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。また、参加資格審査において市が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出を要求することがある。

受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本業務に応募することができない。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、応募者の代表企業に対して、令和7年12月12日(金)までに通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号は、提案書類に記入すること。

なお、参加資格が無いと通知された応募者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、令和7年12月26日(金)までに説明を求めた応募者に対して書面により回答を行う。

(8) 応募の辞退

参加者が、応募を辞退する場合は、提案書類の受付締切日前日までに応募辞退届（様式5）を高山市学校給食センターに持参または郵送により提出すること。

(9) 提案書類の受付

参加者から、提案書類を次のとおり受け付ける。

受付日時に提案書類を提出しない場合は、本業務に応募することができない。

受付日時	令和8年1月16日(金) 午後3時まで
提出場所	高山市学校給食センター（岐阜県高山市三福寺町495）
提出書類	・提案書類は、 様式集 に従って作成すること
提出方法	・参加者の代表企業が、持参により提出すること ・「参加資格審査結果通知書」を持参すること ・提出日の前日までに高山市学校給食センターに提出日時を連絡し、午前9時～午後4時（受付最終日のみ午後3時まで）に提出すること

市は、参加者から提出された提案書類について、募集要項等の指定通りに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

(10) 提案内容審査 第1次審査結果の通知

提案内容審査 第1次審査結果は、参加者の代表企業に対して、令和8年1月23日(金)までに通知する。

なお、第1次審査を通過しなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。

市は、令和8年2月6日(金)までに説明を求めた応募者に対して書面により回答を行う。

5 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加者は、提案書類の提出をもって、募集要項等のほか、質問書に対する回答及び市が公表・配布した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(3) 提案書類の変更等の禁止

提出された提案書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。提案審査において市が必要と判断した場合は、参加者に追加書類の提出を要求することがある。

(4) 応募等に係る費用負担

提案書類の作成及び応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 使用言語、単位及び時刻

提案書類に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 著作権

参加者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した参加者に帰属する。ただし、市は、本業務に関して必要な範囲において、優先交渉者として選定された参加者の提案書類の一部を無償で使用するができるものとする。また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、その他の参加者の提案書類の一部を無償で使用するができるものとする。

なお、参加者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った参加者が負うものとする。

(8) 市が公表・配布する資料の取扱い

本業務において、市ホームページで公表する資料及び参加者に配布する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 公募の中止等

天災その他やむを得ない理由が生じた場合は、本公募の実施を延期し、または中止することがある。

参加者が1者の場合も審査を行う。ただし、応募妨害の疑い、不正または不誠実な行為等により本プロポーザルを公正に実施することができないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、本公募の実施延期、再公募、または本公募の取止め等の対処を講じることがある。

(10) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消すものとする。

- ① 1つの応募について同一の者が2以上の提案をしたとき
- ② 受付期間締切までに到達しなかったとき
- ③ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき

- ⑤ 提案上限価格を上回る価格を提示したとき
- ⑥ 虚偽の記載があるとき
- ⑦ その他応募に関する条件に違反したとき

(11) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

(12) 上限提案価格

本業務の上限提案価格は以下に示す金額（消費税額及び地方消費税額を含む）のとおりとする。

なお、市の算定根拠は公表しない。

設計・施工支援業務	金 25,000,000 円
開業準備業務	金 25,000,000 円
運営業務	金 3,350,000,000 円
維持管理業務のうち 調理設備保守管理業務、 調理備品保守管理業務	金 45,000,000 円

維持管理業務のうち、上記以外の業務にかかる経費については、運営・維持管理業務の契約の前に市へ提示すること。市は提示された価格の妥当性を検証したうえで、契約を締結する。

6 優先交渉権者の決定方法

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定では、参加資格審査と提案審査を実施する。審査の手順など詳細については、**事業者選定基準書**に示す。

(2) プロポーザル審査会の構成

提案審査における最優秀提案者の選定は、プロポーザル審査会において行い、審査は非公開とする。

プロポーザル審査会は、7名の委員により構成し、委員は非公表とする。

参加者が、プロポーザル審査会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該参加者は失格とする。

(3) 提案内容審査（第1次審査、第2次審査）の実施

提案書類の審査にあたり、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（参加者によるプレゼンテーション及び参加者に対するヒアリング）を実施する。

第1次審査は、提案審査の基礎審査を終えた段階で参加者が5者を超える場合のみ実

施し、第1次審査における上位5者が第2次審査に参加できるものとする。第1次審査の実施詳細については、提案審査の基礎審査後に参加者に通知する。

審査の手順などの詳細については、**事業者選定基準書**に示す。

(4) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、プロポーザル審査会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

審査結果は各参加者へ通知するとともに、優先交渉権者の決定結果及び客観的な評価は、市ホームページに公表する。

(5) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募者若しくは参加資格審査通過者が無い、又は、事業者選定基準書に定める事項に基づき優先交渉権者を決定しない場合は、この旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

第4 契約に関する事項

1 契約手続き等

(1) 協定・契約の締結

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者は、速やかに基本協定を締結する。

また、①設計・施工支援業務、②開業準備業務、③運営・維持管理業務の各委託契約は、優先交渉権者の運営企業または運営 JV と契約を締結する。①～③の各委託契約は、各業務の開始時に契約を締結するものとする。

(2) 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から業務委託契約の成立までの間に、優先交渉権者が参加資格(p.9)の一部を欠くに至った場合は、市は当該優先交渉権者と業務委託契約を締結しないものとする。この場合において、市は当該優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わない。

(3) 契約の締結に至らなかった場合の措置

事業者の責めに帰すべき事由により業務委託契約を締結することができない場合には、市は事業者に対して違約金を請求することができる。

上記の場合を除き、業務委託契約の締結に至らなかった場合には、市及び事業者が本業務の応募及び準備に関して要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(4) 費用の負担

業務委託契約の締結に係る事業者側の印紙代その他一切の費用は、事業者の負担とする。

2 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

3 議会の議決

本プロポーザルは、予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、市議会において、予算の減額又は否決があった場合は、契約を締結できない場合があるのであらかじめ留意されたい。

これに伴い、事業者において損害が生じた場合においても、市ではその損害について一切負担しないものとする。

第5 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行義務

事業者は、業務委託契約書に別途定めるところにより、本業務を誠実に遂行する。

2 市と事業者との責任分担

本業務遂行上のリスク及び責任は、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全てまたは一部を負担する。責任分担の詳細やリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、別紙 **リスク分担表**に示す。

3 保険の付保

事業者は、開業準備業務期間中及び運営・維持管理業務期間中は、第三者賠償責任保険を付保する。その他の保険の付保については、事業者の提案とする。

4 提案書類または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

提案書類または業務委託契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は本業務の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合の措置については、事業者と別途締結する業務委託契約書に示す。

本業務に関する紛争については、岐阜地方裁判所高山支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

5 業務の継続が困難となった場合の措置

本業務の継続が困難となる事由が発生した場合は、業務委託契約に別途定める事由ごとに市または事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本業務の継続が困難となった場合は、事業者と別途締結する業務委託契約書の定めるところにより本業務を終了する。

第6 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

本業務に関する情報提供は、市ホームページにおいて行う。

担当	高山市学校給食センター
住所	〒506-0807 岐阜県高山市三福寺町 495
電 話	0577-32-6218
F A X	0577-32-6219
E-mail	kyuushokucenter@city.takayama.lg.jp
高山市ホームページ URL	https://www.city.takayama.lg.jp/index.html

別紙 リスク分担表

凡例 ○：主負担

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
共通	行政リスク	1	市の政策転換による業務開始遅延・業務中断・業務委託契約解除等	○	
	税制度リスク	2	事業者に課せられる税制度の新設・変更等		○
		3	委託費に対する消費税率の変更	○	
	法制度リスク	4	本業務に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)	○	
		5	上記以外のもの		○
	許認可の取得遅延・失効リスク	6	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		○
		7	上記のうち、市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	○	
		8	市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	○	
		9	上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		○
	住民対応リスク	10	本業務の実施自体に関する周辺住民等の反対運動、訴訟等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	○	
		11	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の反対運動、訴訟等による計画遅延、条件変更、費用の増大等		○
	第三者賠償リスク	12	事業者の事由による第三者への賠償		○
		13	市の事由による第三者への賠償	○	
	要求水準リスク	14	事業者の実施する運営・維持管理等業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		○
	環境問題リスク	15	各段階における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		○
	物価変動リスク	16	本業務期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減(人件費を含む。)	○ ※1	
	インフラ供給リスク	17	事業者の事由によるもの		○
		18	市の事由によるもの(市が供給元の場合を含む。)	○	
	不可抗力リスク	19	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	○ ※1	
募集・契約	公募関連書類の誤り	20	募集要項等の公募関連書類の誤り	○	
	提案書費用リスク	21	事業者の提案書作成費用		○
	契約締結リスク	22	市事由による契約締結の遅延、締結不能	○	
		23	事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		○

凡例 ○：主負担

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
運営・維持管理段階	維持管理・運営費用上昇リスク	24	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇（物価変動は除く。）		○
	支払遅延リスク	25	市の事由による事業者への委託費の支払遅延・滞納	○	
	計画変更リスク	26	市の事由による業務実施条件の変更	○	
	施設損害リスク	27	事業者の事由による施設の損害(配送校の損害を含む。)		○
		28	市の事由による施設の損害	○	
	配食数増減リスク(需要変動リスク)	29	市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	○	
		30	児童生徒数の変動による配食数の増減に伴う運営業務自体の収益の増減	○ ※2	○ ※2
	異物混入リスク(食中毒リスク)	31	市が実施する業務に起因するもの	○	
		32	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	食物アレルギー対応リスク	33	市が実施する業務に起因するもの	○	
		34	事業者が実施する業務に起因するもの		○
		35	突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	○	
	配送遅延リスク	36	市の責めによる配送の遅延等により事業者が生じた増加費用の負担	○	
		37	事業者の責めによる配送の遅延等により市及び事業者が生じた増加費用の負担		○
	運搬費用増大リスク	38	市の要請による配送校の変更等に伴う運搬費用の増大	○	
		39	物価変動、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化など)		○
事業の中断・終了段階	食器・食缶等破損リスク	40	市が実施する業務に起因する食器・食缶等の破損	○	
		41	事業者が実施する業務に起因する食器・食缶等の破損		○
		42	学校、児童生徒に起因する食器・食缶等の破損	○	
	事業の中断リスク	43	市の契約不履行に起因する業務委託契約解除に伴う損害	○	
		44	事業者の契約不履行に起因する業務委託契約解除に伴う損害		○
	性能リスク	45	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		○
	事業の終了手続リスク	46	事業者が実施すべき業務の終了手続きの不備による損害		○

※1：物価変動や不可抗力に伴う運営・維持管理費用の増減が認められた場合、市は事業者と協議により、運営・維持管理費の改定をする。詳細は別途締結する業務委託契約書に記載する。

※2：児童生徒数の変動に伴う配食数の増減について、一定の範囲を超えることが認められた場合、市と事業者は協議により、委託費を改定する。詳細は別途締結する業務委託契約書に記載する。